

令和8年

障害者総合支援法、児童福祉法関係  
事業者説明会（指定・指導監査関係）

令和8年3月30日

姫路市役所 監査指導課

# はじめに（説明にあたって）

今回お伝えする内容は、令和8年度報酬改定に関する留意事項や、新年度当初に係る留意事項等となります。

令和7年度に実施した運営指導の結果等については、令和8年3月24日に公開を行った令和7年度障害福祉サービス事業者等集団指導（指定・指導監査関係）の資料をご覧ください。

ホームページ掲載場所

ページ見出し：〔障害福祉サービス事業〕〔障害児通所支援事業〕集団指導

URL：<https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000002691.html>

各集団指導、事業者説明会で取り扱う内容

## 3月24日集団指導

- ・ 令和7年度運営指導の結果
- ・ 早期に情報提供すべき事項の共有等

## 3月30日事業者説明会

- ・ 令和8年度報酬改定に関する留意事項
- ・ 新年度当初に係る留意事項

# はじめに（説明にあたって）

1 加算等に関する新しい情報（報酬に関する関係通知やQ & A等）は、監査指導課のホームページに順次掲載しますので、必ずご確認ください。

※ホームページのURLについては、説明会資料の末尾を参照してください。

※ 加算届の締切日については、本資料「新年度当初に係る留意事項」で紹介します。

2 兵庫県事業者説明会の資料と重複する内容については説明を省略する場合がありますので、下のホームページから資料をダウンロードし、必ず内容をご確認ください。

【兵庫県ホームページ】 [https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf08/hw05\\_000000187.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf08/hw05_000000187.html)

3 同じく、「障害保健福祉関係主管課長会議資料」についても、内容をご確認ください。

【厚生労働省ホームページ】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougai Shahukushi/kaigi\\_shiryou/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/kaigi_shiryou/index.html)

# 目次

1. 福祉・介護職員等処遇改善加算の拡充等	P. 8	5. 年度当初の届出に関すること	P.23
2. 就労移行支援体制加算の見直し	P.14	6. 届出書類の提出期限について	P.29
3. 就労継続支援 B 型の基本報酬区分の基準 の見直し	P.15	7. その他留意事項	P.30
4. 応急的な報酬単価の特例	P.21	8. 事務連絡	P.35

令和 8 年度報酬改定に関する留意事項

新年度当初に係る留意事項等

# 令和 8 年度報酬改定に関する留意事項

注意：令和8年3月22日時点の厚労省等発出分までの情報に基づきます。

# 報酬改定の概要

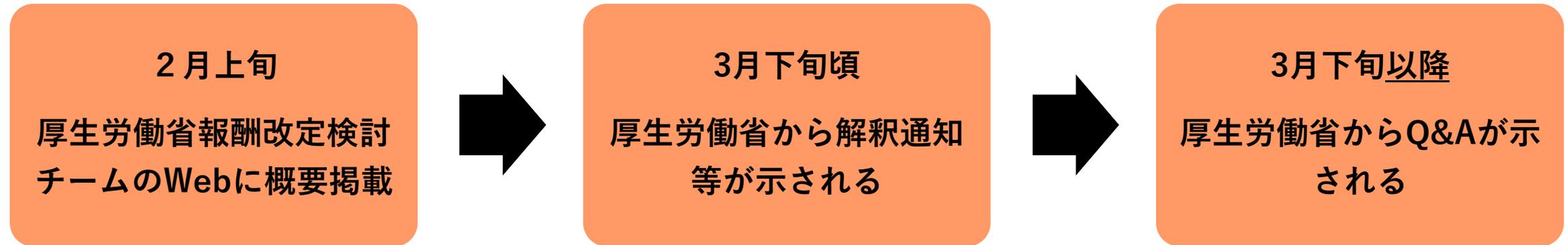
## 把握資料と今後の情報発出について

### 現時点で確認できる報酬改定に関する厚生労働省の資料

- ・「令和8年度障害福祉サービス等報酬改定における改定事項について」
- ・「障害福祉サービス費等の報酬算定構造」

※厚労省ホームページに掲載 URL [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_70634.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_70634.html)

### 今後の報酬改定に関する情報発出の流れ



現在確認できる資料や随時発出される解釈通知等、Q&Aにより自ら情報取得、制度理解に努めてください。併せて障害福祉課発信分の事業者説明会資料の確認もしてください。

# 報酬改定内容の把握の仕方

## 当資料における周知項目と該当サービスについて

周知項目該当サービス確認表  
※姫路市で指定実績のないサービスは未掲載

No		障害福祉サービス													相談支援	障害児通所支援事業				
		居宅介護 重度訪問 同行援護 行動援護	短期入所	重度障害 者等包括 支援	共同生活 援助	療養介護	生活介護	自立訓練 (機能訓練)	自立訓練 (生活訓練)	就労移行 支援	就労継続 支援 (A・B)	障害者支 援施設	就労定着 支援	就労選択 支援	一般 特定 障害児 相談支援	児童発達 支援	放課後等 デイサービ ス	居宅訪問 型児童発 達支援	保育所等 訪問支援	
1	福祉・介護職員等処遇改善加算の拡充等	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	New	●	●	●	●
2	就労移行支援体制加算の見直し																			
3	就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し																			
4	応急的な報酬単価の特例																			

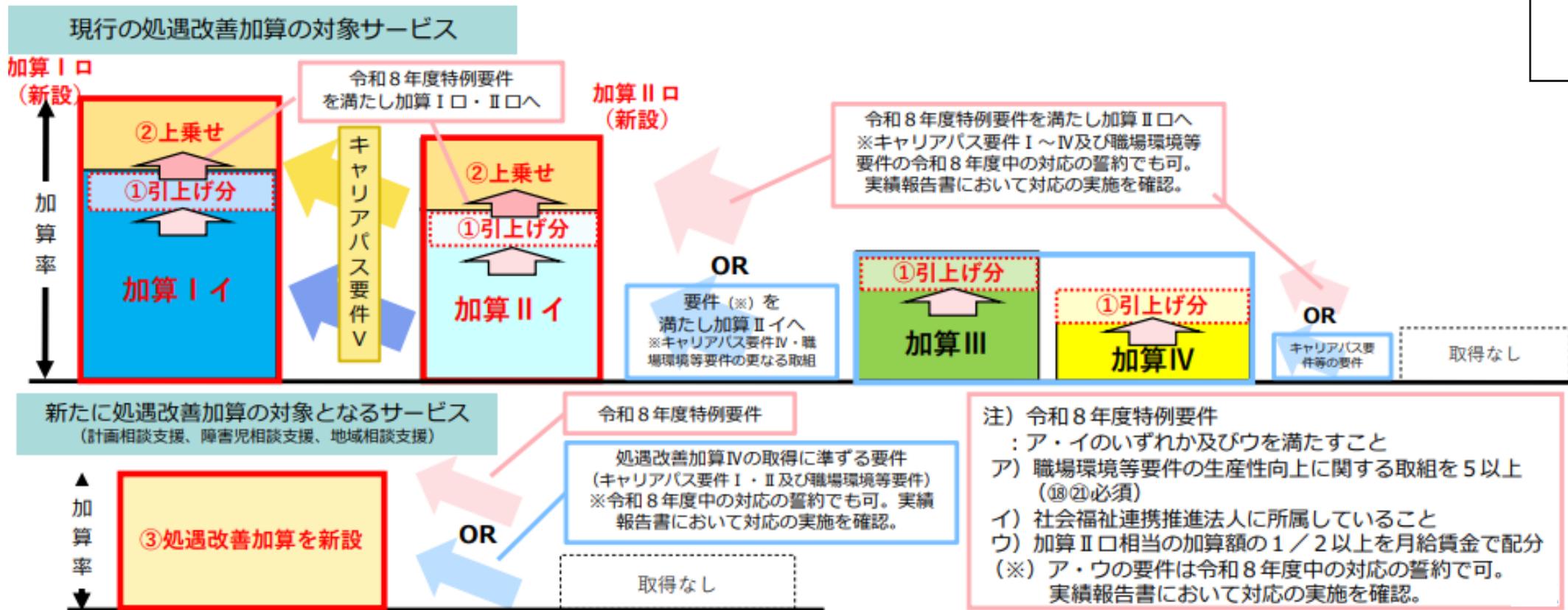
自らの事業所に該当する報酬改定項目の把握に活用ください。

次ページ以降の各報酬改定項目によって、報酬改定適用月が異なりますのでご注意ください。  
例：「告示改正・令和8年6月施行」⇒令和8年6月から適用開始

# 1. 福祉・介護職員等処遇改善加算の拡充等 【告示改正・令和8年6月施行】

- ① 処遇改善加算の対象について、福祉・介護職員のみから障害福祉従事者に拡大する（加算率の引上げ）
- ② 生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分を設ける（加算Ⅰ・Ⅱの加算率の上乗せ）
- ③ 処遇改善加算の対象外だった計画相談支援、障害児相談支援及び地域相談支援に処遇改善加算を新設する
- ④ ベースアップなどによる更なる賃上げや生産性向上等の取組を後押しするために必要な措置を講ずる。

②、④は  
次ページで  
紹介



# 1. 福祉・介護職員等処遇改善加算の拡充等 【告示改正・令和8年6月施行】

## ② 生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分の要件

上乗せ加算については、「ア・イのいずれか及びウ」 **（特例要件）** を満たしていることを要件とする。

ア) 現行の職場環境等要件の生産性向上に関する取組について5つ以上取り組むこと

（必須要件：現行の⑱（現場の課題の見える化）+㉑（業務支援ソフト・情報端末の導入））

イ) 社会福祉連携推進法人に所属していること

ウ) 加算Ⅱ口（上乗せ加算の仮名称）相当の加算額の2分の1以上を月給（基本給又は決まって毎月支払われる手当）の改善に充てていること

（※） **ア・ウは、令和8年度中の対応の誓約で可とし、実績報告書により確認**することとしたうえで、未対応が確認された場合には加算額の一部又は全部を返還させることとする。

（※） **特例要件を満たす事業所は、加算Ⅰ～Ⅳで求められるキャリアパス要件や職場環境等要件については、令和8年度中の対応の誓約で可とし、実績報告書により確認**することとしたうえで、未対応が確認された場合には加算額の一部又は全部を返還させることとする。

## ④ ベースアップなどによる更なる賃上げや生産性向上等の取組を後押しするために必要な措置としての要件の見直し

（加算Ⅰ・Ⅱを算定している場合） **a・bのいずれかを満たすこととする**

a) 現行のキャリアアップ要件Ⅳ（経験・技能のある障害福祉人材のうち1人以上は、賃金改善後の賃金額が年額440万円以上）について、直近の全産業平均水準の状況を踏まえ、 **年額460万円以上であること**

b) 職場環境等要件について、現行の要件に加えて、 **全体から更に1つ以上（14以上）取り組むこと**

（加算Ⅲ・Ⅳを算定している場合）

・職場環境等要件について、現行の要件に加えて、 **全体から更に1つ以上（8以上）取り組むこと**

（※）上記いずれも、要件の整備に一定の期間を要することから、 **令和8年度中の対応の誓約で可とし、実績報告書により確認**することとしたうえで、未対応が確認された場合には加算額の一部又は全部を返還させることとする。

# 1. 福祉・介護職員等処遇改善加算の拡充等 【告示改正・令和8年6月施行】

算定要件等	未取得	加算Ⅳ	加算Ⅲ	加算Ⅱ	加算Ⅰ
		・賃金体系等の整備及び研修の実施等（キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ） ・加算Ⅳ相当額の2分の1以上を月額賃金で配分			
職場環境の改善 (職場環境等要件)		○ (※1)	○ (※1)	◎ (※2・3)	◎ (※2・3)
昇給の仕組み (キャリアパス要件Ⅲ)			○	○	○
改善後賃金年額460万円 (キャリアパス要件Ⅳ)				○ (※3)	○ (※3)
経験・技能のある介護職員 (キャリアパス要件Ⅴ)					○

**令和8年度特例要件** 生産性向上や協働化の取組 (※4)

キャリアパス要件Ⅰ～Ⅳ及び職場環境等要件は  
令和8年度中の対応の誓約で可

加算Ⅰ・Ⅱを取得した  
事業者の福祉・介護職員分の  
**加算率を上乗せ**

注) 新たに対象となる計画相談支援、地域相談支援、障害児相談支援は、加算Ⅳに準ずる要件（キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ及び職場環境等要件）又は令和8年度特例要件により算定可能 ※加算Ⅳに準ずる要件は令和8年度中の対応の誓約で可

(※1) a.区分ごとにそれぞれ1つ以上（生産性向上は2つ以上） + b.全体から8以上（\*）

(※2) c.区分ごとにそれぞれ2つ以上（生産性向上は3つ以上・◎必須） + d.全体から14以上（\*）

(※3) d又はe.キャリアパス要件Ⅳ（\*）のいずれかを満たしていれば可

(※4) 令和8年度特例要件：ア・イのいずれか及びウを満たすこと

ア) 職場環境等要件の生産性向上に関する取組を5つ以上（◎◎必須）（\*）

イ) 社会福祉連携推進法人に所属していること

ウ) 加算Ⅱ口相当の加算額の2分の1以上を月給賃金で配分（\*）

(\*) b・d・e・ア・ウの要件は令和8年度中の対応の誓約で可とし、実績報告書により確認することとしたうえで、未対応が確認された場合には加算額の一部又は全部を返還させることとする。

前ページまでにご説明した  
②生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分の要件（特例要件）を満たす場合、、、



・加算Ⅰ、Ⅱを算定していた事業所は加算率が上乗せ

・それ以外の区分を算定していた事業所又は未取得の事業所は、**加算Ⅰ～Ⅳで求められるキャリアパス要件や職場環境等要件について令和8年度中の対応の誓約で可**となります。

新年度の届出に関しては、後述の「令和8年度福祉・介護職員処遇改善加算等の届出について」をご確認ください。

# 1. 福祉・介護職員等処遇改善加算の拡充等 【告示改正・令和8年6月施行】

## 令和7年度（令和8年3月末）中に要件整備を誓約していた事業者の方へ

キャリアパス要件Ⅰ、Ⅱ、Ⅲについては、**令和7年度（令和8年3月末）中に要件整備を誓約**（令和6年度中の誓約であったが、経過措置が延長された）することで届出時点においては、要件を満たさずとも当該加算を算定することができておりました。

また、前ページまでにご説明したとおり、この度、生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乘せの加算区分の要件**（特例要件）**を満たす場合に限り、加算Ⅰ～Ⅳで求められるキャリアパス要件や職場環境等要件について、令和8年度中の対応の誓約で可能とされました。加えて、特例要件についても、令和8年度中の対応の誓約で要件を満たすことができます。

これらから、**多くの要件について対応を誓約することで当該加算を算定している事業者**においては、令和8年度（令和9年3月末）までに誓約した内容について、必ず対応いただくよう早期に着手いただくようお願いいたします。今後、対応状況は実績報告書により確認することになりますが、未対応が確認された場合には加算額の返還を求めますのでご注意ください。

# 1. 福祉・介護職員等処遇改善加算の拡充等 【告示改正・令和8年6月施行】

加算報酬の返還対象とならないために、以下の対応を早急に進めてください。

## 1 各要件の把握

キャリアパス要件Ⅰ（福祉・介護職員について、職位、職責、職務内容等に応じた任用等の要件を定め、それらに応じた賃金体系を整備する。）

キャリアパス要件Ⅱ（福祉・介護職員の資質向上の目標や以下のいずれかに関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保する。a 研修機会の提供又は技術指導等の実施、福祉・介護職員の能力評価 b 資格取得のための支援（勤務シフトの調整、休暇の付与、費用の援助等））

キャリアパス要件Ⅲ（福祉・介護職員について以下のいずれかの仕組みを整備する。a 経験に応じて昇給する仕組み b 資格等に応じて昇給する仕組み c 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み）

## 2 上記要件を整備したことを証する書類作成

- ・キャリアパス要件Ⅰ→給与規程に上記内容を盛り込む等。
- ・キャリアパス要件Ⅲ→同上
- ・キャリアパス要件Ⅱ→就業規則に上記内容を盛り込む、資質向上のための研修計画を立てる等

## 3 令和7年度の実績報告書（令和8年夏頃）

既に整備ができた事業所は、実績報告書提出時に2の書類を提出する。提出方法や提出期限等は別途提示予定。

# 1. 福祉・介護職員等処遇改善加算の拡充等 【告示改正・令和8年6月施行】

事業者のみでは対応が困難な場合は、サポート事業を活用ください。（注意！内容は7年度のもので、令和8年度の受付等は障害福祉課へご確認ください。）

## 事業概要

市が委託した事業者が障害福祉サービス等事業所を訪問し、個々の事例に応じて個別具体的に処遇改善加算等の新規取得やより上記の区分の加算取得に必要な助言、指導、各種書類の作成補助等を行います。電話での簡易な相談も可能です。

## 留意事項

- ・先着20事業所
- ・ご相談希望の方は早めにお申し込みください。1月以降は込み合いますので、受付できない場合があります。

詳細は姫路市ホームページ

<https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000028986.html>

令和7年度 姫路市委託事業

## 障害福祉サービス事業所等サポート業務

姫路市委託事業

姫路市の障害福祉サービス事業所対象です

**相談無料**

新規事業所様、人材確保や定着でお困りの事業所様は、まずは処遇改善加算の取得、ランクアップを目指してみませんか。

**ご相談内容例**

- 処遇改善加算について（新規取得・ランクアップの相談など）
  - 令和8年から必須となります  
算定要件を満たしていないと減算の可能性が？
  - 取得するために何をすればいいの？
  - 加算の要件について
  - 職場環境等要件、キャリアパス要件とは
  - 研修の計画、評価は書面で残していますが
  - 制度の仕組み
  - 配分の方法
  - 計画書の記入のしかた
  - 実績報告書は大丈夫ですか
- 制度改正支援
  - 業務継続計画（BCP）の策定・研修、訓練はどのようにすすめるのか
  - カスタマーハラスメントについて
- 人材確保対策
  - 研修計画の策定について
  - リーダー層の育成方法
  - その他の人材の育成にて

相談時間：1回90分

相談回数：1事業所3回程度の訪問個別相談

※ご相談をご希望の方は裏面の【申込書】に記入いただき、FAX、E-mailにて送ってください。

業界で経験豊富な社会保険労務士・中小企業診断士等の専門家が無料で相談支援を行います。

【お問合せ先】 公益財団法人介護労働安定センター 兵庫支部  
〒651-0084 神戸市中央区磯辺通2丁目2-10  
one knot trades BLD 8階  
TEL：078-242-5321 FAX：078-242-5322（担当：西村、原口）

## 2. 就労移行支援体制加算の見直し 【告示改正・令和8年4月施行】

### 概要

【生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労継続支援A型、就労継続支援B型】

- 就労継続支援A型等においては、一般就労への定着に向けた継続的な支援体制が構築されている事業所を評価するため、前年度の就職者数に応じた加算を設定している(就労移行支援体制加算)。
- この加算について、同一の利用者についてA型事業所と一般企業の間で複数回離転職を繰り返し、その都度加算を取得するという、本来の制度趣旨と異なる形で算定する事業者の報道があるところ。
- 本来の制度趣旨に沿った運用が行われるよう、就労移行支援体制加算について、一事業所で算定可能となる年間の就職者数に上限(定員数まで)を設定するなど、適正化を行う。【告示改正・令和8年4月施行】

### 算定要件等

- 就労移行支援体制加算について、一事業所で算定可能となる年間の就職者数は、当該事業所の定員数を上限とする。
- また、同一事業所だけではなく、他の事業所において過去3年間で算定実績がある利用者について、ハラスメントなどやむを得ない事情で退職した者など市町村長が適当と認める者を除き、算定不可であることを明確化する。

※ 令和9年度報酬改定に向けて、就労移行支援体制加算のあり方については改めて議論

#### (参考) 就労移行支援体制加算

- ・ 一般就労への定着に向けた継続的な支援体制が構築されている事業所を評価する加算
- ・ 前年度において、就労継続支援A型等を受けた後に一般就労へ移行し、6月以上就労継続している者が1名以上いる場合、評価点に応じた所定単位数にその前年度実績の人数及び利用者数を乗じた単位数を加算
- ・ この実績の人数については、原則として、同一の利用者につき過去3年間で算定実績がある場合は算定不可(都道府県知事又は市町村長が適当と認める者に限る)としている(R6報酬改定)

# 3. 就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し 【告示改正・令和8年6月施行】

## 概要

【就労継続支援B型】

- 平均工賃月額の見直しにより、平均工賃月額が約6千円上昇し、想定以上に高い報酬区分の事業所の割合が増加したことに対応し、基本報酬区分の基準の見直しを行う。【告示改正・令和8年6月施行】

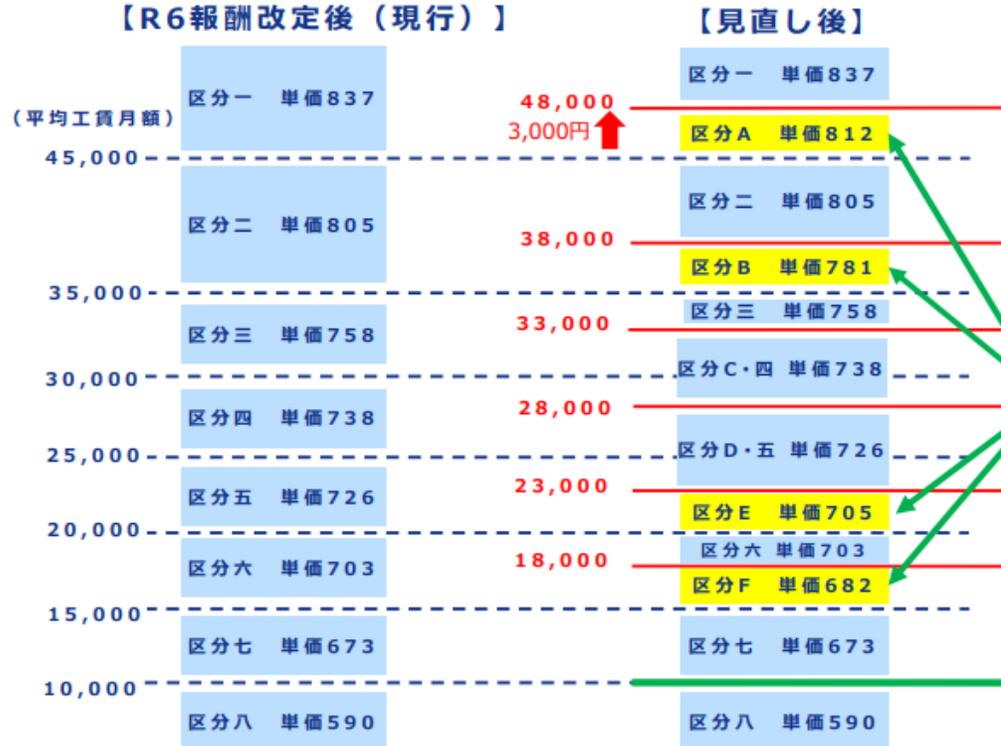
## 算定要件等

- 基本報酬区分の基準額をそれぞれ3千円引き上げる。
  - ※ 基準額の引き上げ幅は、平均工賃月額の上昇幅(約6千円)の1/2である3千円に留める
- 併せて、下記の配慮措置を講じる。
  - ・令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、見直しの適用対象外とする。
  - ・今回の見直しにより区分が下がる事業所について、基本報酬の減少額が3%程度に収まるよう、中間的な区分を新設する。
  - ・令和6年度改定で単価を引き下げた区分七と八の間の基準については引き上げず、据え置く。

# 3. 就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し 【告示改正・令和8年6月施行】

- 見直しにあたっては、報酬区分の引き上げを全国平均値の上昇幅の1/2である3千円に留めるとともに、
    - ① 令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、見直しの適用対象外
    - ② 見直しにより区分が下がる場合についても基本報酬の減少額が3%程度に収まるよう中間的な区分を新設
    - ③ 令和6年度改定で単価を引き下げた区分七と八の間の基準額は据え置く
- 配慮措置を講ずる。

※ 人員配置基準6：1、定員20名以下の場合



① 6年度改定前後で区分が上がっていない事業所は見直しの適用対象外

② 減少額に配慮

③ 据え置き

見直しの適用外（令和8年6月以降も「令和8年4月・5月分」の基本報酬区分を引き続き適用）

① 令和7年度工賃実績に基づく令和8年度の基本報酬区分が「1万円以上1万5千円未満」「1万円未満」の場合

② 令和6年度改定前後で区分が変わらない又は下がっている場合

《比較する月は、指定を受けた時期によって異なります。》

・ 令和5年4月以前に指定を受けた事業所

⇒ 「令和6年3月の基本報酬区分」から「令和6年4月の基本報酬区分」が変わらない又は下がっている場合

・ 令和5年5月から令和6年3月までに指定を受けた事業所

⇒ 基本報酬区分八（指定後1年未満の事業所が適用される区分）が適用される経過措置期間によって、比較する月が異なります。

**詳細は次ページへ**

# 3. 就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し 【告示改正・令和8年6月施行】

## ① 令和5年4月以前に指定を受けた事業所

令和5年4月以前に指定を受けた事業所は、「令和6年3月の基本報酬区分」から「令和6年4月の基本報酬区分」が変わらない又は下がっている場合は、令和8年度改定における基本報酬区分の基準の見直しの対象外となる。

## ① 令和5年4月以前に指定を受けた場合

	令和4年度			令和5年度											令和6年度											令和7年度		
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
パターンA				指定 経過措置期間(区分八)											R5平均工賃(新式)											R6平均工賃(新式)		
				支援を開始してから6ヶ月間の平均工賃(旧式)に基づく区分※																								
パターンB															この2ヶ所の工賃区分を比較する													
				指定 経過措置期間(区分八)											R5平均工賃(新式)											R6平均工賃(新式)		
															この2ヶ所の工賃区分を比較する													

※ 支援を開始してから任意の6ヶ月間とできる。

# 3. 就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し 【告示改正・令和8年6月施行】

## ②令和5年5月から令和6年3月までに指定を受けた事業所

指定を受けた月や区分八が適用される経過措置期間によって比較する月が異なるため、下図を参照すること。

(経過措置対象の最終月の翌月の基本報酬区分が変わらない(区分八)場合は、令和8年度改定における基本報酬区分の基準の見直しの対象外となる。)



※ 支援を開始してから任意の6ヶ月間とできる。

## 注意!

「支援を開始してから6ヶ月間の平均工賃に基づく区分」とあるのは、その旨を市へ届出した上で報酬請求していた場合に限りです。指定後1年度間の実績が整うまで経過措置区分で報酬請求をしていた事業所は含みません。

# 3. 就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し 【告示改正・令和8年6月施行】

## ②令和5年5月から令和6年3月までに指定を受けた事業所

指定を受けた月や区分八が適用される経過措置期間によって比較する月が異なるため、下図を参照すること。

(経過措置対象の最終月の翌月の基本報酬区分が変わらない(区分八)場合は、令和8年度改定における基本報酬区分の基準の見直しの対象外となる。)



## ③令和5年11月～令和6年3月に指定を受けた場合

## 注意!

「支援を開始してから6ヶ月間の平均工賃に基づく区分」とあるのは、その旨を市へ届出した上で報酬請求していた場合に限りです。指定後1年度間の実績が整うまで経過措置区分で報酬請求をしていた事業所は含みません。

※1 支援を開始してから任意の6ヶ月間とできる。

※2 令和6年4月以降に指定を受けた場合、見直しの対象となる。

# 3. 就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し 【告示改正・令和8年6月施行】

## 届出の提出について

基本報酬区分が就労継続支援B型サービス費(Ⅰ→6:1)、(Ⅱ→7.5:1)、(Ⅲ→10:1)の就労継続支援B型事業所は、令和8年4月15日(若しくは4月30日※データの反映が5月以降となるため、翌月請求や過誤調整が必要となる場合有)までに、以下ア、イ、添付書類1従業員の勤務の体制および勤務形態一覧表・前年度平均利用者数算定シート(令和8年3月5日改定)、様式第5号介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書及び別紙1介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表を提出すること。

ア 現行の報酬区分に基づく、基本報酬区分に関する届出書 **新様式(令和8年4月・5月分)**

イ 見直し後の報酬区分に基づく、基本報酬区分に関する届出書 **新様式(令和8年6月以降分)**

ただし、前ページまでの見直しの適用外に該当する事業所は、イの提出は不要。**見直し適用外の事業所に該当することが分かる根拠書類(比較対象月のそれぞれの基本報酬区分が分かる書類。例:対象月の基本報酬を届けていた別紙38様式等)を提出する。**

## 留意事項

現時点(令和8年3月22日)において、新たな基本報酬の別紙様式が未整備のため、今後は下記姫路市ホームページにより、情報発信予定につき、定期的にご確認ください。**なお、現時点(令和8年3月22日)において、提出誤り防止のため、旧様式をホームページから削除しております。**

姫路市ホームページ: 障害福祉サービス等の指定申請書・届出書等の様式集

URL: <https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000023784.html>

# 4. 応急的な報酬単価の特例

## 【告示改正・令和8年6月施行】

### 概要

【就労継続支援B型、共同生活援助(介護サービス包括型・日中サービス支援型)、児童発達支援、放課後等デイサービス】

- 障害福祉サービス等に係る総費用が増加し、また、人材確保が喫緊かつ重要な課題となっている中、一定の収支差率を確保しつつ、事業所数や利用者数の伸びが継続している状況である。このため、サービスの質を担保しつつ、制度の持続可能性を確保する観点から、新規事業所に限り、臨時応急的な見直しを実施する。
- 収支差率が高く、かつ、事業所が急増しているサービス類型について、サービスの質を担保しつつ、制度の持続可能性を確保する観点から、新規事業所に限り、令和9年度報酬改定までの間、応急的な報酬単価(一定程度引き下げた基本報酬)を適用する。【告示改正・令和8年6月施行】

### 算定要件等

- 対象サービス  
就労継続支援B型、共同生活援助(介護サービス包括型・日中サービス支援型)、児童発達支援、放課後等デイサービス  
※ 年間総費用額全体に占める割合が1%以上で、令和6年度の収支差率が5%以上あるサービスのうち、事業所の伸び率が過去3年間5%以上の伸びを続けているサービス
- 対象事業所  
令和8年6月1日以降に新規指定された事業所(既存事業所については従前どおり)  
※ 指定権者においては、基準等の要件を満たす事業所を適切に指定する観点から、通常の事前相談・審査スケジュールや標準処理期間に従って処理することが望ましい  
※ 合併・分割・事業譲渡に伴う指定の場合、その前後で事業所が実質的に継続して運営されると認める場合は、既存事業所と同様の扱い
- 応急的な報酬単価  
対象サービスにおける平均収支差率や給付費に占める基本報酬の割合等を踏まえ、一定の収支差率を確保できる水準となるよう、それぞれの基本報酬単価の特例を設ける。なお、受入れニーズが特に高い重度障害児者やサービスが不足している地域については、一定の配慮を行うため、従前の報酬単価を適用する

### 留意事項

応急的な報酬単価については、一定の配慮措置があります。  
配慮措置についての詳細は前述の現時点で確認できる報酬改定に関する厚生労働省の資料、「令和8年度障害福祉サービス等報酬改定における改定事項について」をご確認ください。

# 新年度当初に関する留意事項

# 5. 年度当初の届出に関すること

## (1) 概要

### 「年度当初の届出」

前年度の実績を用いて算定する基本報酬、一部の加算については、毎年度届出が必要となります。

### 「年度当初の届出の特例」

上記の届出の提出期限は「前月の15日まで（15日が閉庁日である場合は直前の開庁日）」が締め切りとなります。

各年度の実績を用いて算定するものについては、3月末日で数値が確定するため「前月の15日まで」の提出ができないことから、、、



特例的に、前年度の実績を用いて算定する基本報酬については、算定月である4月15日（若しくは4月30日※データの反映が5月以降となるため、翌月請求や過誤調整が必要となる場合有）までの提出を可能としています。

# 5. 年度当初の届出に関すること

## (2) 対象となる基本報酬

### 【基本報酬の算定区分に係る届出】

就労移行支援（就労定着者の状況）、就労継続支援 A 型（スコア方式）、就労継続支援 B 型（平均工賃月額）、就労定着支援（就労定着率）は、毎年度、前年度実績の報告が必要です。

**区分の変更の有無にかかわらず**、上記の 4 事業で前年度実績を算定できる全ての事業所（令和 7 年 4 月 1 日以前に事業を開始した事業所）は、「様式第 5 号介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」及び「別紙 1 介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表」、その他添付書類とともに**後述の期限までに届出を提出してください。**

サービス名	内容	別紙様式	添付資料
就労移行支援	就労定着率区分	別紙 3 0 の 1 から 4	-
就労継続支援 A 型	評価点区分	別紙 3 4	-
就労継続支援 B 型	平均工賃区分	前述の通り、報酬改定有	勤務形態一覧表
就労定着支援	就労定着率区分	別紙 4 0 の 1 から 3	-

**※経過措置期間が終了する事業所（指定後 1 年度分の実績がなく、令和 8 年 3 月 3 1 日を持って前年度実績が整う事業所）についても提出漏れがないようお願いします。**

# 5. 年度当初の届出に関すること

## (3) 対象となる加算

【前年度実績を用いて算定する加算】下記加算は、前年度の実績を用いて算定する加算に該当するため、新たに算定する場合又は単位が変更になる場合は、後述の年度当初の届出の特例の期限までに届出を提出してください。なお、**目標工賃達成加算、就労移行支援体制加算、重度者支援体制加算**については、前年度から算定している事業者については、年度ごとに算定の可否を判断する必要があるため、単位が変更にならずとも届け出てください。

単位が変更になる場合に届け出る加算	
人員配置体制加算	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算
高次脳機能障害者支援体制加算	地域移行支援体制強化加算
重度障害者支援体制加算	看護職員加配加算
夜勤職員配置体制加算	夜間支援等体制加算
通勤者生活支援加算	目標工賃達成指導員配置加算
移行準備支援体制加算	就労支援関係研修修了加算
就労定着実績体制加算	—

算定の可否を判断する必要があるため、単位が変更にならずとも届け出る加算	
目標工賃達成加算	重度者支援体制加算
就労移行支援体制加算	—

# 5. 年度当初の届出に関すること

## (4) 届出の提出期限

ア 制度変更のない通常分(単位数が増えるもの)

**毎月15日まで(必着) [翌月から算定]**

- ※ 15日が閉庁日の場合は、直近の前開庁日とします。
- ※ 4月からの算定分については、既に締切済です。

イ 制度変更のあった加算や前年度実績が必要な基本報酬・加算等について

【年度当初の届出の特例の期限】

**4月15日までに提出 ⇒ 4月から算定**

**4月30日までに提出 ⇒ 4月から算定**

**5月1日以降に提出 ⇒ 6月以降から算定**

- ※ 4月16日以降の提出は、データの反映が5月以降となるため、翌月請求や過誤調整が必要となる場合があります。

ウ 福祉・介護職員等処遇改善加算

・ **毎年4月の届出については次ページを参照**

算定している加算の「内容」に変更が生じた場合、請求に変更がない場合でも届出が必要です。

# 5. 年度当初の届出に関すること

## (5) 令和8年度福祉・介護職員処遇改善加算等の届出について 相談支援事業所以外

区分	提出期限	提出先・提出方法
令和7年度に引き続き、すでに処遇改善加算を算定しており、区分の変更がない場合	令和8年4月15日 水曜日（推奨）  最終提出期限は令和8年4月30日までとしますが、補正対応に時間を要する場合や審査の結果、報酬の過誤調整や給付制度の変更等の必要が生じる場合があります。報酬請求事務や法人内での労務管理を適切かつ円滑に行うためにも、4月15日までの提出を推奨します。	<b>電子申請</b> で提出 提出物：令和8年度福祉・介護職員等処遇改善計画書のみ  詳細は姫路市ホームページでお知らせします。 URL <a href="https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000003243.html">https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000003243.html</a>
新規申請または区分変更の場合	令和8年4月及び5月から新規に算定する場合又は加算の区分を変更する場合  令和8年4月15日 水曜日 午後5時00分必着  期限を過ぎて提出があった場合は6月以降の適用となります。	<b>持参または郵送で姫路市役所監査指導課に提出してください。</b> <b>メールによる届け出は受け付けておりません。</b> 提出物：①給付費等の算定に係る体制等に関する届出書（加算届） ②給付費等の算定に係る体制等状況一覧表 ③令和8年度福祉・介護職員等処遇改善計画書 ④算定要件に適合していることを証明する資料（就業規則、賃金規定など）ただし、届出時点で要件を満たしておらず、令和8年度中に要件を満たすことを計画書上誓約している場合は不要です。

# 5. 年度当初の届出に関すること

## (6) 令和8年度福祉・介護職員処遇改善加算等の届出について 相談支援事業所の場合

区分	提出期限	提出先・提出方法
同一法人内で相談支援事業以外も実施しており、他の事業と同様の区分で処遇改善加算を算定する場合	令和8年4月15日 水曜日（推奨）  最終提出期限は令和8年4月30日までとしますが、補正対応に時間を要する場合や審査の結果、報酬の過誤調整や給付制度の変更等の必要が生じる場合があります。報酬請求事務や法人内での労務管理を適切かつ円滑に行うためにも、4月15日までの提出を推奨します。	<b>電子申請</b> で提出するもの 提出物：令和8年度福祉・介護職員等処遇改善計画書のみ 詳細は姫路市ホームページでお知らせします。 URL <a href="https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000003243.html">https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000003243.html</a> ・相談支援事業も含めた同一法人内の全てのサービス内容を記載した計画書を提出してください。 <b>持参または郵送</b> で姫路市役所監査指導課に提出するもの 提出物：①給付費等の算定に係る体制等に関する届出書（加算届） ②給付費等の算定に係る体制等状況一覧表（相談支援事業分のみで可）
同一法人内で他の障害福祉サービス事業等を実施しておらず、相談支援事業のみの場合（新規申請）	令和8年6月15日 月曜日 午後5時00分必着  期限を過ぎて提出があった場合は7月以降の適用となります。	<b>持参または郵送で姫路市役所監査指導課に提出してください。</b> <b>メールによる届け出は受け付けておりません。</b> 提出物：①給付費等の算定に係る体制等に関する届出書（加算届） ②給付費等の算定に係る体制等状況一覧表 ③令和8年度福祉・介護職員等処遇改善計画書 ④算定要件に適合していることを証明する資料（就業規則、賃金規定など）ただし、届出時点で要件を満たしておらず、令和8年度中に要件を満たすことを計画書上誓約している場合は不要です。

## 6. 届出書類の提出期限について 期限内扱いの可否（再周知）

近年、郵送提出の場合等、提出期限を超えて監査指導課に到着したことで加算の算定時期が希望する月の翌月になる等のトラブルが発生しています。

届出書類の提出における期限内扱いの可否について、令和7年度以降は下記のとおり運用としておりますので、ご留意下さい。

### 提出期限を市が設定した場合の原則

- ・ **期限日当日の閉庁時間（17時）までに本市に到着していない場合は期限外扱いとする。**  
（期限日当日の17時以降の提出や、期限日が金曜日である場合の土、日曜日に守衛室へ提出する場合等は不可）
- ・ 郵送提出をし、監査指導課に提出期限を超えて到着した場合（郵送事情により市には到着していたが、各課への郵送物の仕分けに時間がかかる場合があります。）は、**期限内に提出していたことを証明する書類を求めますので、事業者様側から根拠を示してください。**

例：レターパックで郵送した場合の郵便追跡サービスの配達状況が分かるもの等

**届出書類等は期限に余裕を持って提出いただきますよう、お願いします。**

# 7. その他留意事項

## (1) ゆるっとわかる初めての届出ガイドの公開について

事業者からの届出に関する質問が多いことから、この度、届出の方法や注意点等が分かる動画を作成しました。全事業所、ご確認ください、届出の際に不備の無いよう、理解に努めてください。

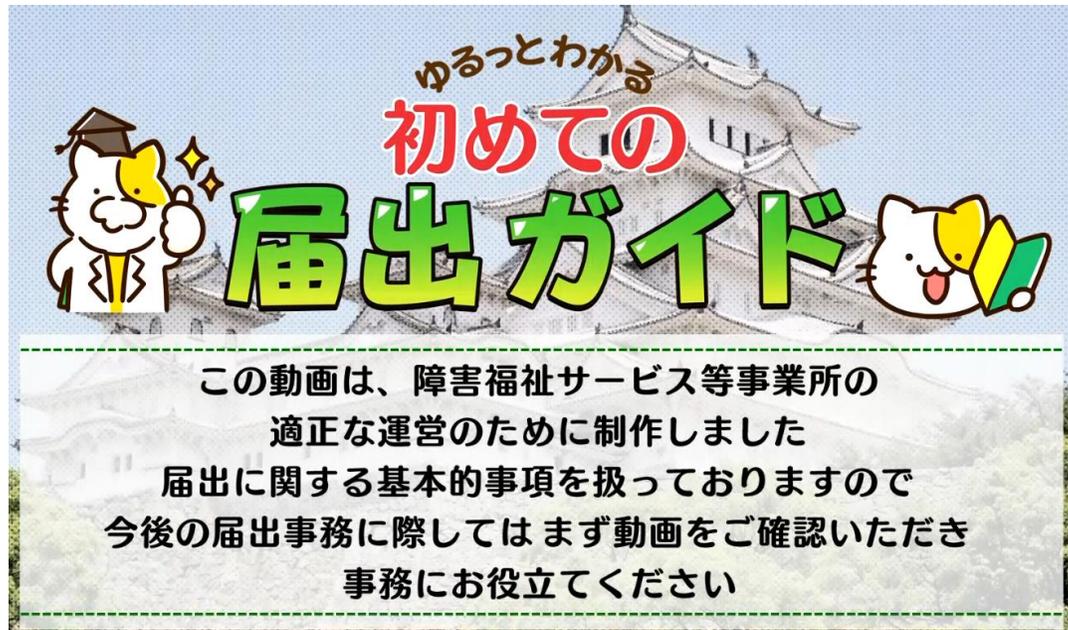
姫路市ホームページ

〔障害福祉サービス事業〕 〔障害児通所支援事業〕 指定時研修

URL : <https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000023814.html>

動画内で取り扱っている事項

- ・ 指定時研修について
- ・ 届出の種類について
- ・ 届出の時期について
- ・ 届出に必要な書類について
- ・ ホームページID集
- ・ 事前相談が必要な届出について
- ・ 問い合わせについて



事前相談がいる届出

(休止、廃止、平面図、定員、みなし配置)

どうしよう！

サービス管理責任者が  
急に辞めたいって  
言ってる～！



# 7. その他留意事項

## (2) 情報公表制度

利用者の個々のニーズに応じた事業者等の選択や事業所等における適正なサービス提供の推進を目的に、W A M - N E T で全国の各事業所の情報が公表されています。

事業所（当該年度の新規指定事業所に係るものを除く）は、**毎年5～7月に障害福祉サービス等情報を指定権者に報告すること**となっていますので、情報公表システムから承認申請をしてください。

令和6年度報酬改定にて障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対する**「情報公表未報告減算」（100分の5又は10に相当する単位数を減算）**が創設されています。

加えて、令和7年度より経営情報の入力も求められておりますのでご注意ください。

### ログインID・パスワードが分からない場合

- ・ログインID・パスワードは指定時に届出された法人のメールアドレス宛にシステムから送信されています。
- ・ログインIDの確認がしたい場合は**必ずメール**にてお問い合わせください。**電話での回答は致しかねます。**
- ・法人のメールアドレスを変更されている場合はメールでのお問い合わせ時に合わせてお知らせください。

情報の入力に際し、未入力項目等が多く見受けられます。以下の点に注意して入力してください

- ・「ある」「なし」を選択する項目でどちらも選択されていない。
- ・決算資料（事業活動計算書、資金収支計算書、貸借対照表）が添付されていない。

→**生産活動を行っている事業所は必ず添付してください。**

# 7. その他留意事項

## (2) 情報公表制度 経営情報の見える化 概要

厚生労働省では、障害福祉サービス等事業者の毎年度の経営状況を把握し、事業者を取りまく様々な課題に対する的確な支援策を検討するため、新たに、障害福祉サービス等事業者の経営情報のデータベースを整備し、令和7(2025)年8月から運用を開始しました。

### 令和7年度以降報告すべき事項に加わったもの

事項	主な報告事項	報告期限	報告手段
障害福祉サービス事業者の経営情報データベース	<ul style="list-style-type: none"><li>・収益・費用の内容</li><li>・職員の職種別人員数</li><li>・職種別給与(※任意の報告事項) 等</li></ul>	毎会計年度終了後、3か月以内 初年度は、令和8年3月末まで	障害福祉サービス等情報公表システムログイン
障害福祉サービス等情報公表制度の見直し	<ul style="list-style-type: none"><li>・職員の一人あたりの賃金(※任意の報告事項)</li></ul>	毎年度	<a href="#">こちら</a> (外部サイトへリンク)

詳しくは厚生労働省ホームページ「障害福祉サービス等事業者における経営情報の見える化」に係る都道府県等・障害福祉サービス等事業者向け説明会 | を参照

URL [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_60356.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_60356.html)

# 7. その他留意事項

## (2) 情報公表制度 経営情報の見える化 制度に関するQ & A

Q質問	A回答
<p>報告した経営情報はWAMNET上で公表されてしまうのか？ 報告した経営情報はどのように活用されるのか？</p>	<p>経営情報の公表にあたっては、個別の事業所ごとに公表するのではなく、情報公表システム上の経営情報データベースを活用し、グルーピングした分析結果を公表するため、個人や事業所が特定される形で公表されることはありません。</p>
<p>報告の単位はサービス単位か？事業所や法人ごとか？</p>	<p>原則、サービス単位でご報告ください。ただし、サービス単位や事業所単位で会計区分を行っていない場合など、やむを得ない場合は事業所単位や法人単位でご報告いただいても差し支えありません。</p>
<p>職員の一人あたりの賃金は必ず入力しなければならないのか。</p>	<p>任意の報告事項となります。御協力いただける場合は入力をお願いいたします。</p>

## 7. その他留意事項

### (3) 前年度平均利用者数について（訪問系の事業所を除く）

前年度平均利用者数について、適切な算定を行っていない事業所が多く見受けられます。前年度平均利用者数は、人員基準配置上の従業者数の算出や加算算定用の数値として使用しますので適切に算定してください。

**特に新たに事業を開始（再開）又は、定員の変更があった場合の算出方法は、煩雑になりますのでご注意ください。**

「【添付書類1】補足資料 前年度平均利用者数の算定（考え方）について」を姫路市ホームページ「障害福祉サービス等の指定申請書・届出書等の様式集」に掲載しています。詳しくはこちらをご確認ください。

<https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000023784.html>

# 8. 事務連絡

## (1) 事業所メールアドレスについて

- ・事業所あての連絡・通知等は、原則としてメールを使用していますので、事業所においてアドレスを変更した場合は、遅滞なくその旨を届け出てくださいますよう、お願いいたします。  
※登録アドレスに送信したところ、返戻となる事例が散見されます。
- ・日常の業務において、適宜受信メールをチェックしてくださいますよう、お願いいたします。
- ・WAMNETに掲載のメールアドレスについては、各事業所で修正を行い、市へ承認依頼を行ってください。

電話番号・ファクス番号・電子メールアドレスの変更については、姫路市ホームページ「障害福祉サービス等の指定申請書・届出書等の様式集」に様式をアップロードしていますので、ご活用ください。

<https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000023784.html>

## 8. 事務連絡

### (2) 姫路市からの情報発信（ホームページ）

姫路市では、障害福祉サービス等事業者向けの情報を、下記のホームページ上で発信しています。届出の様式をはじめ、制度改正に関すること等の情報を掲載していますので、ご確認ください。

#### 障害福祉サービス事業（障害児相談支援を含む）、障害児通所支援事業に関するお知らせ

※ 障害福祉サービス事業者等に関する情報を掲載しています

<https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000003111.html>

#### 障害福祉サービス等の指定申請書・届出書等の様式集

※ 障害福祉サービス事業者、障害児通所支援事業者等が事業所の指定申請、指定変更等を行う際に使用する書類の様式を公開しています。

<https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000023784.html>

# ご清聴ありがとうございました 受講報告書を提出してください

受講報告書の回答をもって、事業者説明会を受講していただいたことを確認します。**報告書の提出のない事業所は翌年度以降の運営指導の優先対象として考慮いたします。**

事業者説明会の受講報告書の回答フォームには、[こちら](#)からご確認ください。

